

令和元年度山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対して、予算の範囲内で、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、法に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金（以下「学び直し支援金」という。）として交付する。

(交付対象者)

第2条 学び直し支援金の交付の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県内の私立の高等学校等（専攻科を除く。以下同じ。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については本号を適用しない。）
- (5) 平成26年4月1日以降に県内の私立の高等学校等に入学した者（就学支援金の支給の対象者であつた者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (6) 高等学校等を退学したことのある者
- (7) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第2条に規定する学び直し支援事業による補助金等の受給期間が通算して24月未満である者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

(補助金の額)

第3条 学び直し支援金の額は、就学支援金に相当する額とする。ただし、省令第7条第2項の1単位当たりの支給限度額、同条第3項の年間の支給上限単位数（30単位）及び同条第4項の通算の支給上限単位数（74単位）に関する規定は適用しない。

2 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合の交付限度額は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条の定額の授業料等の支給限度額と同じ額とする。

(代理受領等)

第4条 私立学校設置者は、在学する受給資格者に代わって学び直し支援金の交付について申請及び受領を行い、当該受給資格者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給資格者に対し、学び直し支援金の交付があったものとみなす。

(受給資格認定等)

第5条 受給資格の認定、消滅、停止等に係る手続きは、法及び平成31年度山形県私立高等学校等就学支援金交付要綱、同事務処理要領等に定める就学支援金の手続きを準用する。

(交付申請書)

第6条 私立学校設置者は、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、交付申請書を知事に提出するものとする。

(変更交付申請書)

第7条 私立学校設置者は、交付決定を受けた学び直し支援金の額に変更が生じた場合は、知事が別に定める日までに、変更交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第8条 実績報告書の提出期限は、令和2年4月10日とする。

(帳簿等の保存)

第9条 学び直し支援金の交付を受けた私立学校設置者は、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、令和2年度から5年間保管しておかなければならない。

(支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行し、平成31年4月1日以降の授業料に適用する。